

平成28年度

高浜町教育委員会
自己点検評価報告書

高浜町教育委員会

―― 目 次 ――

I はじめに1
II 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正の背景と概要2
1. 教育行政の体制整備の背景	
2. 法律改正の概要	
III 「点検・評価について(方法)」3
1. 対象期間	
2. 点検・評価の構成	
3. 点検・評価の方法	
IV 点検・評価シート4
V 自己点検・評価シートに対する外部の知見8
VI 全体総括14

I はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成19年度改正、平成20年度施行）に伴い、教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされました。

教育委員会が地域の教育課題に応じた基本的な教育の方針・計画を策定し、これに即した事業を実施し、その後自ら評価を行い、結果を公表することにより着実に計画の実行を図ることができます。

高浜町教育委員会では、「平成28年度教育委員会の事務の管理及び執行状況」について内容の評価・点検を行い、教育に関する学識経験を有する方々の意見を付して報告書としてまとめました。

自己点検・評価を行うことで、今まで見えていなかった課題や不足していた部分が浮き彫りとなり、また教育行政に携わる一人ひとりが新たな視点を加えた中で事業に取り組むことにより、時代の変化に対応した教育行政の推進に資するものと考えております。

今回、自己点検・評価9年目の取り組み内容を公表することで、教育行政のより一層の推進を図りたいと考えておりますので、住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

====地方教育行政の組織及び運営に関する法律==== (抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正の背景と概要

1. 教育行政の体制整備の背景

地方分権の時代にあって、地域に根ざした活力ある教育行政を展開する上で、教育委員会の果たす役割はますます重要になっており、社会の変化に伴う長期的な見通しのもとに、将来を見据えた施策を着実に推進していく責務があります。

教育基本法の改正及び中央教育審議会の答申、教育再生会議の報告、規制改革・民間開放推進会議の答申などを踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進や国の責任の果たし方等について「**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**」（以下「地教行法」という。）が平成19年度に改正されました。（平成20年度から施行）

また、教育改革を推進する上では、保護者や地域住民の意向・評価も大切にしながら、教育行政、各学校や地域が創意工夫をこらし、教育の成果を検証し、その結果を踏まえて、たえず改善を図ることが必要となってきます。

2. 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正の概要

この法律は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう制定されています。

(1) 教育委員会の責任体制の明確化

- 地方教育行政は、教育の機会均等と教育水準の維持向上、地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国と適切な役割分担・協力の下、公正・適切に行わなければならないことを明確化すること。
- 教育委員会の基本的な教育方針・計画の策定や教育委員会規則の制定・改廃など、合議制の教育委員会が自ら管理・執行する必要がある事項を明確化すること。
- 教育委員会は、前記以外の事務については、教育長に委任できることを明確化すること。
- 教育委員会は、第三者の知見を活用しつつ、教育長に委任した事務を含め、教育委員会の事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、議会に報告するものとすること。

(2) 教育委員会の体制充実

- 市町村は、教育委員会の共同設置、広域連合、事務組合などにより、広域で教育行政事務を処理・執行する体制の整備・確立に努めるものとすること。
- 市町村教育委員会は指導主事の設置に努めるものとすること。
- 教育委員の責務・果たすべき役割を明確にするとともに、教育委員に対する研修の実施に努めるものとすること。

III 点検・評価について（方法）

1. 対象期間

平成 28 年度（平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月）

2. 点検・評価の構成

(1) 大項目について

平成 28 年度において、教育委員会が実施した事業を、

1. 教育委員会の活動
2. 教育委員会が管理・執行する事務
3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

以上の 3 区分に分け点検・評価を行いました。

(2) 中項目・小項目について

① 「1. 教育委員会の活動」

教育委員会の活動は、教育委員会の意思決定、地域住民への説明責任に係る自己評価項目を設定し、教育委員会の運営改善・公開、情報発信等や教育委員会と事務局との連携等の状況を評価しました。

② 「2. 教育委員会が管理・執行する事務」

教育委員会が管理・執行する事務は、地教行法第 21 条に規定される教育委員会の職務権限の属するもので、教育委員会が管理・執行することとされている 8 項目を「中項目」に設定し点検・評価を行いました。

③ 「3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務は、「教育長に対する事務委任規則」で教育長に委任されている事務のうち、平成 28 年度高浜町教育重点方策に掲げる「学校教育の充実」と「社会教育の充実と普及」について、それぞれ点検・評価を行いました。

3. 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、自己点検・評価シートにより事業実施状況を把握するとともに、課題や方向性について評価を行いました。

各事業に対する取り組み度・実現度の評価方法は、下記の 4 段階評価としました。

- | | |
|---|------------------------------------|
| A | ・・・十分な成果がみられる |
| B | ・・・おおむね成果がみられる |
| C | ・・・成果もみられるが、今後検討を要し、さらなる取り組みが必要である |
| D | ・・・成果がみられない |

高浜町教育委員会の自己点検・評価シート(平成28年度)

A=十分な成果がみられる
 B=おおむね成果がみられる
 C=成果もみられるが、今後検討を要し、さらなる取り組みが必要である
 D=成果がみられない

大項目	中項目	小項目	評価	実績 説明
1 教育委員会の活動	(1) 教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	A	○定例会4回、臨時会3回の計7回委員会を開催。 ※定例会と臨時会等を合せて、平均1.7ヶ月に1回の割合で開催することができた。
		②教育委員会会議の運営上の工夫	A	○全委員が出席できるように日時の調整をおこなった。 ○議事書類を事前に送った。 ※会議の終わりに次回開催日の調整をするとともに、議事書類及び予算説明資料を事前に送することにより審議内容を理解していただくように工夫した。
	(2) 教育委員会の会議の公開及び住民への情報発信	①教育委員会会議の傍聴者の有無	C	○定例会、臨時会の傍聴者は無し。 ※委員会の開催告示は役場前の掲示板に「無」で表示。 傍聴者なし。今後は会議情報の広報（広報誌等、HPで告知）必要。
		②議事録の公開及び広報・公聴活動の状況	C	○これまで議事録の公開請求がなかった。 ※議事録の公開請求はなかった。会議開催告示と同様に公開の周知方法に工夫が必要。
	(3) 教育委員会と事務局との連携	○教育委員会と事務局との連携	B	○毎月の教育委員会関係行事の通知、学校関係書類の送付。 ○町議会開催日程、一般質問要旨の送付。 ※毎月、行事予定表（町教委、学校）、学校だより等の資料を送付。 教育関係冊子や議会関係書類も随時送付。
	(4) 教育委員の自己研鑽	○研修会等への参加状況	A	○市町教育委員会連絡協議会研修会へ参加 ○南南地区及び若狭地区教育委員会研修会へ、計2回参加 ○全国人権教育集会、部落解放研究全国集会、町人権集会へ参加 ○福井県市町女性教育委員の会研修会へ、計3回参加 ○全国市町村教育委員研究協議会へ参加 ○英語教育、小中一貫教育学校先進地視察研修へ参加（岐阜県長良中学校、長良西小学校） ※関係する各種研修会や会議等の開催要項を送り参加を依頼のうえ、事務局とともに積極的に参加。
	(5) 学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校訪問	B	○全小中学校の入学式、卒業式に参列。 ○定例会終了後に全委員で各学校訪問を実施。 ○「学校一日開放」の日に訪問。 ○教育長が、指導主事訪問に併せた学校訪問を実施。 ※定例行事以外の日にも適宜の学校訪問が望まれる。
		②所管施設訪問	B	○適宜、公民館・文化会館・図書館・郷土資料館、体育施設等 教育関連施設を訪問。 ※定例会終了後に「公民館」や「放課後児童クラブ」を視察訪問。 ※会議、行事・大会日以外においても定期的な現場視察が望まれる。
	(6) 教育委員会と町長部局との連携	○教育委員会と町長部局との連携	B	○教育総合会議を開催 ※教育総合会議を開催し、町長と教育委員会の意見交換を実施した。

大項目	中項目	小項目	評価	実績 説明	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(1)学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること		A	○毎年度、高浜町教育方針、重点方策の制定 ※教育方針に基づき、毎年度、その年の教育重点方策を定めている。 ○高浜町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正 ○高浜町史編さん委員会設置等に関する規則の制定 ○高浜町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定 ○高浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 ○高浜町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正 ○高浜町立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 ○高浜町立公民館運営規則の一部改正 ○高浜町立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正 ※上記8件を委員会に諮り議決を得る。	
	(2)教育委員会規則を制定し、又は改廃すること		A	○当初予算の審議と議決 ○補正予算の審議と議決(6月補正、9月補正、12月補正、3月補正) ※当初予算、補正予算、ほか審議案件は全て委員会の議決を経て町長に申し出を行っている。	
	(3)教育予算その他議会議決を経るべき議案について意見を申し出ること。		A	○公民館長の任命(高浜公民館長、内浦公民館長) ※高浜公民館長、内浦公民館長の任命について、委員会に諮り議決を得る。	
	(4)特別職の任免を行うこと。		A	※該当事案なし	
	(5)教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、又は廃止すること		A	○青葉小学校体育館(増築)取得 ○中央体育館新築 ○高浜公民館新築 ○内浦公民館(増築)取得 ○公用町1台(和田公民館ハイゼットカー)取得 ○油彩画「カジキと漁夫」取得(寄贈) ○油彩画「破見潮」取得(寄贈) ※青葉小学校体育館(増築)(H29年3月取得)、中央体育館本体(H29年3月取得) ※高浜公民館本体(H28年10月取得)、内浦公民館(増築)(H28年3月取得) ※公用町1台(H28年9月取得)、油彩画2枚(H28年1月取得)	
	(6)教育財産の取得を申し出ること		A	○平成29年度鷺南地区小学校教科用図書採択協議会設置の承認 ※小学校「道徳」教科書の採択の為の協議会	
	(7)教科用図書の採択の決定に関するこ		A	○通学区域の設定・変更なし ※該当事案なし	
	(8)通学区域を設定し、又は変更すること		—		

A=十分な成果がみられる
B=おおむね成果がみられる
C=成果もみられるが、今後検討を要し、さらなる取り組みが必要である
D=成果がみられない

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1)教育方針	新しい時代を切り拓く広い視野と知性を備え、心豊かでたくましい人間形成と郷土愛に満ちた豊かな町民性を育てる。このため、人間尊重の精神を基調とした生涯学習を一層推進し、家庭教育・学校教育・社会教育相互の連携を保ちながら、本町の教育力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>社会の中で信頼と尊敬を得る人間性を育てる <input type="checkbox"/>人権意識を高め、明るいまちづくりに貢献する豊かなこころを育てる <input type="checkbox"/>新しい時代を生きぬき、創造する知性と教養を育てる <input type="checkbox"/>健康でたくましい心身を育てる <input type="checkbox"/>郷土愛に満ちた文化創造の心を育てる 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> A=十分な成果がみられる B=おおむね成果がみられる C=成果もみられるが、今後検討を要し、さらなる取り組みが必要である D=成果がみられない </div>
		【学校教育の充実】		
	(2)教育重点方針	教育施設の安全性や機能性を高めるとともに、環境に優しく授業に集中できる学習環境の充実を図る。	A	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高浜小多目的教室空調機器更新工事の実施 <p>※計画していた工事は予定通り実施することができた。</p>
		児童生徒の学力を把握・分析に努めるとともに、教員の授業力向上を促進し、指導方法の改善を図り学力向上につなげ「生きる力」を養う。	B	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高浜町学力調査の実施 <input type="checkbox"/>教職大学院への教員派遣 <input type="checkbox"/>高浜中学校へ学校図書館システムの導入 <p>※町単独の学力調査の実施及びその結果分析、福井大学教職大学院への教員派遣による教師の指導方法の改善、授業力の向上により学力向上につながった。</p>
		町単独採用講師を配置し、チームティーチングや少人数指導により、基礎学力の向上を図る。	B	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>町費単独採用講師の配置（7名） <p>※小規模校以外の小中学校に町単講師を配置し、きめ細かな指導を実施することができ児童生徒の学力向上につながった。</p>
		人間尊重の精神を基盤にし、教育活動を通じて道徳・人権・同和教育の推進を図る。	B	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高浜町学校間と教育研究会への支援 <input type="checkbox"/>地区学習会の実施（ヒューマンサークル、ヒューマンサークルジュニア） <p>※高岡研修推進委員会や専門部会、研修会等の開催及びヒューマンサークル活動の充実。</p>
		家庭や地域、関係機関との連携を保ちながら、生徒指導及び教育相談体制の充実を図るとともに、いじめや不登校問題への対策を積極的に推進する。	B	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>教育相談員の配置 <input type="checkbox"/>スクールカウンセラーの配置 <input type="checkbox"/>要保護児童対策事業の実施 <input type="checkbox"/>保育所・小学校移行支援の充実 <input type="checkbox"/>小学校・中学校移行支援会議の開催 <p>※各小中学校に教育相談員及び生活支援員を、また中学校にスクールカウンセラーを配置。また主智課（保健福祉課）と連携して要保護児童対策事業を実施。</p>
		勤労体験学習を通して、社会のルールや望ましい職業観・勤労観を身につける。	B	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>中学生社会体験学習事業の実施 <p>※毎年8月に中学生2年生を対象に、5日間の職場体験事業を実施。</p>
		学校と地域が連携した郷土学習を推進し、心豊かでたくましい人間形成と郷土愛に満ちた心を育む。	B	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>特色ある学校づくり事業 <p>※各小中学校とも、地域の特性を活かした事業ができた。</p>
		外国語能力の向上と国際理解教育を推進し、国際社会に対応できる人材を育成する。	A	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>小学校英語活動推進事業 <input type="checkbox"/>中学校英語指導助手の配置 <input type="checkbox"/>小学校姉妹校交流事業（韓国保寧市・鳴川小学校） <input type="checkbox"/>中学生海外派遣事業（一带一路） <p>※小学校での英語授業へのALT配置、中学校へのALT配置、韓国姉妹校との交流、海外派遣。</p>
		情報化社会に対応する資質を培うため情報教育の推進と学校情報の発信。	B	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>情報教育サポーターの派遣 <input type="checkbox"/>ネットモラル教育の推進 <input type="checkbox"/>デジタル教科書の配備 <input type="checkbox"/>教育用コンピュータを活用した情報教育の推進 <input type="checkbox"/>学校ホームページの充実 <p>※各小学校に教科書の購入に合わせデジタル教科書を配備</p>
		学校給食を通じて食育を推進し健全な児童生徒の育成を図るとともに、給食施設設備の改善を図る。	A	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>食育に関する学校全体計画の策定 <input type="checkbox"/>学校給食における相互交流活動 <input type="checkbox"/>食育に関する地域や家庭との連携 <input type="checkbox"/>表彰（地産地消給食等メニューコンテスト） <input type="checkbox"/>給食センタートイレ改修 <p>※各校とも食に関する指導計画を策定実施するとともに、栄養教諭や給食センター職員による栄養指導や食育授業を実施。</p> <p>※給食センターのトイレを改修し衛生面の向上を図った。</p>

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(2)教育重点方策	【社会教育の充実と普及】	評価	実績
				説明
		地域住民の多様なニーズに応えた特色ある公民館事業を推進する。	A	<ul style="list-style-type: none"> ○各種公民館講座や生涯学習講座の実施 ○地区コミュニティ活動の支援(地区文化祭) ○高浜公民館新設 ○和田公民館解体工事 (029年度に改築工事) <p>※各公民館の事業をさらに充実させるのが望ましい。</p>
		国際社会に対応できる人づくりや、まちづくりを推進する。	B	<ul style="list-style-type: none"> ○国際社会に対応できる人材育成 ○国際交流団体への活動支援 <p>※国際交流協会への支援、在留外国人と連携した学習活動（外国语講座）</p>
		共働き家庭など留守家庭の児童を対象に、放課後や長期休暇中に適切な生活の場を提供し、児童の健全育成に努める。	A	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業の推進（放課後児童クラブ） <p>※高浜小学校・和田公民館・青郷公民館で放課後児童クラブを実施。 ※保育時間の延長（18:30まで）</p>
		青少年の心身の健全育成を図る。	A	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ少年団育成事業（野球、ラグビー、柔道、剣道、バドミントン、サッカー、バレーボール、ハンドボール等） ○海洋スポーツ、レクリエーション事業 <p>※各スポーツ少年団活動の実施、海洋スポーツ・レクリエーションの普及、</p>
		文化活動を促進し新しい生活文化を創造することにより、町民の文化意識の高揚を図る。	B	<ul style="list-style-type: none"> ○文化団体への活動支援 ○体験参加型事業の推進 ○文芸協会事業の実施 <p>※高浜町文化協会、高浜町文芸協会への支援を実施。</p>
		図書館の図書の充実と施設の利便性並びに機能向上を図り読書環境の整備に努める。	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ブックスタート事業の継続 ○読み聞かせ会の実施 ○古本市の開催 ○おはなしコンサート、オカリナミニコンサートの実施 ○各小中学校図書館とのオンライン化による相互貸出しの実施 ○図書購入費による蔵書の充実を促進 <p>※図書及び資料の充実と、新生児に絵本をプレゼントする「ブックスタート」事業の継続。保育所・公民館との連携による読み聞かせ会を実施</p>
		郷土に対する誇りと愛着を喚起し、まちづくりと文化財の保存・継承に寄与する。	A	<ul style="list-style-type: none"> ○企画展の開催 ○郷土歴史資料の展示 ○文化財保護事業の推進 ○高浜町史編さん委員会の開催 ○既指定文化財オオキシレイカ岩を各小中学校に配布 ○小学生の青葉山登山の実施 ○青葉山天然林調査 ○東山神奥修繕 ○埋蔵文化財試掘調査（城山公園） <p>※常設展示及び、 夏季企画展の開催（“高浜町の史跡写真”） 秋季企画展の開催（“プロレタリアートの世界”）</p>
		競技スポーツ及び生涯スポーツの普及に努め、スポーツ活動の活性化並びに町民の健康づくりに寄与する。	B	<ul style="list-style-type: none"> ○各種スポーツ大会の開催 ○各地区体育大会への支援 ○マリンスポーツ教室の開催 ○はまなすマラソン、健康ウォーキング、ニュースポーツ教室の開催 <p>※体育協会へ委託し各種スポーツ大会実施、また地区体育大会への補助 教育委員会主催のスポーツ教室を開催。</p>
		社会スポーツ振興のため、スポーツ施設を整備するとともに、施設の安全性や機能性を高める。	A	<ul style="list-style-type: none"> ○中央体育館の改築工事完了（外構工事他含む）

A =十分な成果がみられる
B =おおむね成果がみられる
C =成果もみられるが、今後検討を要し、さらなる取り組みが必要である
D =成果がみられない

V 自己点検・評価シートに対する外部の知見

1 教育委員会の活動

(1) 教育委員会の会議の運営改善

★適正に行われている。

★日程調整され、委員全員の出席や、事前の議事送付など事務局の努力は評価できる。会議の終わりに次回の開催日を調整することも良いことだと思う。

★議事書類、説明資料等の事前送付により、審議内容の把握又理解を求められていること、又会議の開催日時の日程調整をされていること等、評価できる。

★会議運営の効率化を目標に、各委員に対し事前に情報を提供されていることは高く評価します。情報の質と言った点で、年間ルーチンに組み込まれた、或いはその年度に特有な教育委員会事業の個々に関して、教育委員(会)に周知し、その承認を得たり、意見を反映したりするだけの内容が提供されていることを期待します。一方、短期（単年度）の教育目標実現や、長期に亘る（年度を越えた）教育条件整備等のための具体的方策を提示するために、検討していく内容や道筋等を年間や長いスパンに計画的に位置づけながら、委員の意見を集約していくといった会議運営に努めていく必要があります。

★効率的日程調整等充分評価できます。

(2) 教育委員会の会議の公開及び住民への情報発信

★教育委員さんの顔がみえない。住民と対話する機会があれば良いと思う。

★委員会の開催日を掲示板に紙で知らせていても、どれくらいの人の目に留まっているか疑問。有線放送で知らせる方法もとってみてはどうか？

★会議の傍聴や議事録の公開を、広報誌やHPで発信されていることは評価できる。しかし町民のみなさまが教育課題や施策に関心があまりないと思う。今後とも、住民への情報発信が必要だと思う。

★住民の主体性と問題意識において、会議が傍聴され、時に資料公開が請求されることが望ましいと思いますが、教育施策に主体的に関わる意欲を住民の裡に育てることも、教育委員会が担う役割だろうと考えます。こうした意味から、地域の教育課題や人間性の陶冶について、住民にアンケートや意見収集を実施したり、聞き取った住民の考え方や願いを、教育委員会が教育施策として提言（意思決定）している様子を住民に広報したりしていく等の働きかけが今後必要です。

★広報活動手法等評価できます。

(3) 教育委員会と事務局との連携

★事務局の努力でスムーズに行われていると思う。

★関係書類、資料の送付など連携がとれていると思う。

★毎月の行事予定等、関係書類の送付をされており、連携されている。

★教育委員会と事務局が連携を図ることの意味が、それぞれの機能を最大限に引き出すことだとすると、まず、連携の前提として、教育委員会が教育方針と教育条件整備等に関わる明確なビジョンをもって意思決定すること、一方で事務局が教育施策を行使することによって得られた課題を整理することが必須だと思います。教育委員会が事務局に意思を示し、事務局が事象に働きかける。また、事務局から報告される事象からのレスポンスに対して、教育委員会が新たな方策を提示する。こうしたスパイラルな連携の具体例が両者の間で数多く共有されることが大切です。

★風通しのよい連携だと認識しています。

(4) 教育委員の自己研鑽

★委員さんは色々な場に出て自己研鑽に努めて下さい。人格者となる為に。

★教育委員という自覚をもって増え自己研鑽に努めてほしいと思います。

★各研修会や会議に積極的に参加されており、又知識も深められており評価できる。

★事務局の努力で、教育委員に対し外部研修参加等への積極的な働きかけがなされたことが窺われます。こうした働きかけを越えて、教育委員の皆さんには、既に十分な素養に満ちた人格者でありながら、様々な事柄に学びの姿勢で臨まれ、また、地域社会へも活動的に参加されています。例えば、人権研修などへの積極参加、また、「あらゆる人権差別をなくする審議会」での提言など、教育委員の皆さんのが積極的な姿勢そのものが大きな社会啓発となっています。今後も、委員の皆さんそれぞれの理念で社会を照らし、教育活動への新鮮なアイデアを提示していただけるものと確信します。

★各種研修を受けられ、自己研鑽されています。

(5) 学校及び教育施設に対する支援・条件整備

★適正に行われていると思う。

★学校訪問や施設訪問、足を運んでその現場で何を求められているか気づいてあげて対応していってほしいと思う。

★学校、各教育施設を訪問されており評価できる。今後とも現場視察をされ、問題点等に対応、支援をしていくことが必要だと思う。

★教育委員の皆さんには、現場の状況把握、課題認識とも十分になされていると思います。2016年4月、障害者差別解消法が施行されましたが、高浜町では、既に今日までの「人権のまちづくり」によって、学習弱者に対するユニバーサルデザインの教育行政が志向されてきました。解消法に示すよう、障壁の解消のための合理的配慮が強く求められています。合理的配慮のもっとも大きな手立ては「人手」、即ち、ゆとりのある人的配置です。教育委員の皆さんからは、すべての子どもへの学習（生活）支援、教員に対する指導支援、社会教育指導者の充実などへの積極的な提言がなされていると共に、予算的措置への要請、町民への啓発等がなされていることと確信します。なお、今日、学校支援においては、豊かな教育活動を展開するため、真剣に教員の負担軽減という視点

から、さらなる条件整備に努めることも欠かせません。

★充分な活動をされていると評価できます。

(6)教育委員会と町長部局との連携

★適正に行われていると思う。

★町長との意見交換会も重要な事で良いと思う。

★連携されている。

★昨年度、教育総合会議を実施されたことを評価します。ただ、会議における検討事項やその後の施策への反映等が詳らかにされないと、連携の達成度について、評価することはできません。例えば、人権行政では、教育委員会と町長部局の連携には、両者の人権教育・人権事業の相乗的効果を期待すべく改善の余地があるよう思います。

★意思疎通がされていると評価できます。

2 教育委員会が管理・執行する事務

(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること

★①学校教育については、各校長を通じ方針が通じると思う。②社会教育については窓口が広く、方針の伝わりが悪い。教育委員さんも広く住民の中に入ってきてほしいと思う。

★教育方針に基づき適正に制定されていると思う。

★教育方針に基づき、適正に制定されている。

★教育委員会では、学校教育方針に学力向上や人権教育の充実を謳うだけでなく、それら学力向上や人権教育の中身の吟味についても慎重な審議と、その公開が必要です。例えば、寛容と仁慈に溢れ、他者を尊敬（信頼）することによって自らの自由を確立する人間として高まっていくこと、また、人間の理想を追求・実現するために自ら社会に参加する気風に培うことなどが、その中身として議論されるべきだと考えます。社会教育方針においても、学校教育同様、地域社会を構成するすべての人々に学びの場を提供すると共に、学びの心を養いつつ、人間性の向上と社会参加意識の高揚をめざすことが重要な柱になると思います。

★適正に制定されていると評価します。

(2) 教育委員会規則を制定し、又は改廃すること。

★適正に行われていると思う。

★適正に行われている。

★適正に行われている。

★時代・状況・法令・条例の改変等に応じた規則制定・改正に努力されていると思います。

今後は、住民の様々なニーズに応え、教育方針を達成するための条件整備の基盤となる新たな規則制定にも、教育委員会の皆さんの教育に対する信念や教育環境整備に関する英知が反映されていくものと確信しています。今日、教育委員会制度や教育制度そのものが、徐々に中央集権的形態に変貌しつつあります。教育委員の選任、教科書の選定等

においても、市民的権利の確立に関わる町民の多様な価値観が反映されるようなシステム（条例）構築が必要です。

★適正に対応されていると評価します。

(3) 教育予算その他の議会議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

★適正に行われていると思う。

★適正に行われている。

★委員会で審議をされ、議決を経られており、適正に行われている。

★教育委員会では、多くの時間を費やして予算、補正予算の審議が為されていることと思います。また、前項目で述べたように、教育委員の皆さんのお意見に基づいた新たな規則についての動議や予算措置の具体例を町民に周知していくことにも留意されるよう願望します。

★よく審議され、共通理解されていると評価します。

(4) 特別職の任免を行うこと。

★適正に行われていると思う。

★適正に行われている。

★適正に行われている。

★それぞれの職務に意欲的で、しかも実行力のある皆さんを任命されていると思います。

★適正に行われていると思う。

(5) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育委員機関を設置し、又は廃止すること。

★適正にされている。

★適正に行われている。

★意見なし。

★学校外教育機関として、ヒューマン・サークルの運営に努力戴いています。生活困窮家庭児童、障害児、その他困り感のある児童（就学前児童を含む）等に対する学習の場（教育機関）の拡充・提供にも、さらに配慮が必要です。

★意見なし。

(6) 教育財産の取得を申し出ること。

★適正にされている。

★適正に行われている。

★適正におこなわれている。

★施設・備品拡充には、最大の努力がされていると思います。

★適正に処理されている。

(7) 教科用図書の採択の決定に関すること。

★適正にされている。

★適正に行われていると思う。

★適正である。

★「人権のまち」に相応しい世界史観や憲法観、さらには、ユネスコの理念に合致し、理想社会を実現する人間を育成するに足る教科書の選定がなされること、また選定に際して公開制が拡充されることを強く要望します。

★適正に処理されていると評価します。

(8) 通学区域を設定し、又は変更すること。

★適正にされている。

★意見なし。

★意見なし。

★現状の通学区域の課題や、通学上、困難や危険に直面する児童生徒の現状などについて把握・検討・対応が必要です。

★適正に対応されていると評価します。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

(1) 学校教育の充実

★適正にされていると思う。

★教育重点方針に沿って、学校教育の充実の為、各分野において努力されていて評価できる。

★授業に集中できるよう、学習環境の充実。又、外国語能力の向上や教員の授業力向上。中学校の勤労体験学習。食育の推進など、総合的に学校教育の充実が図られていて評価できる。

★学校教育の多岐に亘り、きめ細かな環境整備がなされています。結果、教職員の努力と相俟って、児童生徒に意欲的な学習態度や豊かな人間性が備わってきてているのではないかと受け止めています。特に、逼迫する予算の中で、町単教職員を配置されていることは、町の教育への期待の大きさを反映している事柄だと思います。インクルーシブ教育の中で合理的配慮が強く求められていることに鑑み、重い障害のある児童生徒だけではなく、生活や学習に困り感のある児童生徒のために職員のさらなる加増に求められるものと期待しています。なお、教職大学院派遣、生徒の海外派遣については検討が必要かと思います。教職大学院に派遣される先生方は元来意欲的で優秀な方々ですが、現今の教職大学院のカリキュラムで、資格の他に、どれほどの教育学的知見や実践力が加味されるのかよくわかりません。また、一部生徒の海外派遣よりも、アジアや難民の生徒たちの留学受け容れという形で、地域の子どもたちの国際交流を図っていくこともできるのではないかと考えます。最後に学校現場の安全対策への支援が必要であると感じています。特に部活動では、一つのグラウンドで3つの部が同時に活動している様子もあり、

事故も想定されます。また、部活における教職員指導者の負担も大きく、事故の要因につながらないかと心配されます。有償の外部指導者の配置も必要かもしれません。なお、コンピュータの活用に関しては、これまで、情報教育という視点ばかりが注目されてきましたが、コンピュータ本来の計算・プログラミング（シミュレーション）機能に着目した指導内容や指導担当者配置が必要です。

★スクールカウンセラーのさらなる充実を望みます。

(2) 社会教育の充実と普及

★文化を大切に幅広く一般住民に周知してほしい。

★各公民館がそれぞれの地域の特色を生かし工夫され活動されていると思う。

★各公民館事業の推進により、住民の多様なニーズに応えられている。放課後児童健全育成事業を推進され児童の健全育成に努められている。中央体育館の改築により、スポーツ少年団育成事業や競技スポーツ、社会スポーツなど、今まで以上の充実が期待できる。

★公民館主事の熱意のある取組み、図書館のシステム改善等により、町民の学びや読書への関心・意欲は高まってきていると感じています。また、児童保育をはじめ地域における青少年活動（学習・スポーツ）の受け皿も充実しつつあると思いますが、幼児や青少年の育成に関しては、保育・学校教育との連携も図りながら、社会の受け皿づくりは、更に充実が必要であると思います。特に子どもの人権（虐待・いじめへの対応ばかりではなく、子どもの意見表明権）の視点から、事業の構築に努めてほしいと思います。町民個々の学習ニーズに応じた学習機会や設備の充実、また、社会教育の重要な視点である人権啓発、或いは人権の視点に立った事業展開について、教育委員会ならびに同事務局のイニシアチブに期待します。最後になりましたが、外部評価に取り組まれていることを大いに評価します。ただし、評価を形式的なものにしない、言い換えれば今後の教育委員会並びに事務局の活動（事業）、更に言えば町の教育環境整備に反映していくためには、外部評価者に対する、評価に必要な教育委員会の具体的な活動に関する詳細な情報提供（プレゼン）が必要です。まず、評価作業の事前に、外部評価者個々に、教育委員会の活動の中身や成果を丁寧に説明する、或いは又、該当年度の教育委員会の活動や教育活動（環境）等を観察する機会を設けることが必須です。（この前提がないと、評価自体が意味を持たないものになります。）また、評価後、評価が教育委員会や事務局の活動（事業）にどのように活かされたのか、また、町の教育環境がどう変容したのかを、1年以内に評価者に伝えると共に、出来得る限り、評価内容等を外部（町民）に広報することが必要です。以上、本年度、外部評価者を受理する上の条件として、次年度は、必ず実施することを強く要望します。

★充実したメニューが実施されていることは評価できます。住民が活用するかは意識の問題ですので、現在の方向性を進めて下さい。

『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』に基づき、高浜町教育委員会においても実施する事業を、①【教育委員会の活動】、②【教育委員会が管理・執行する事務】、③【教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務】の3つの項目に分類し、点検・評価を行いました。これにより、教育行政を見直す機会が得ることができ、今後の課題を明らかにすることができました。

①【教育委員会の活動】

教育委員会の活動においては、町民の皆様へ教育委員会会議の公開や、この自己点検評価書の公表等、情報発信をより一層進めることが必要と認識しております。

また、学校や教育施設を引き続き定期的に訪問することにより、教職員や町職員への教育指導の充実を図りたいと考えています。

②【教育委員会が管理・執行する事務】

教育委員会が管理・執行する事務においては、評価結果をもとに、それぞれの必要性や有効性などから、拡充すべきものや、実施内容の改善を図っていくものを精査しましたが、何れも教育委員会において根幹をなす事業として認識しており、引き続きその業務の充実に努めています。

③【教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務】

=学校教育の充実=

「教育施設の安全性や機能性の向上と学習環境の充実」については、高浜小学校：多目的教室空調機器更新工事を実施し、教育環境と機能性の向上を図りました。

「児童生徒の学力向上・教員の授業力向上」においては、引き続き、町単独の学力調査を実施するとともに、平成21年度から実施しております「福井大学教職大学院」への教員派遣により、町全体の教員の指導力が向上を目指しました。また、小学校にALTを配置し、小学校から英語に親しめる環境を整え、「外国語能力の向上」を目指しました。また、学校図書館教育については、平成27年度の小学校学校図書館システム整備に加え、28年度は高浜中学校に同システムを整備し、町内学校および図書館を繋ぐネットワークを構築することができました。

平成20度から開始した「食育推進事業」においては、各学校での食に関する指導計画の策定や、栄養教諭・学校給食センター調理員による学校訪問等での栄養指導等を積極的に行い、食育推進に大きな実績を得ることができました。

その他「町単講師採用による基礎学力の向上」「人権教育の推進」「教育相談体制

の充実」「勤労体験学習」「国際理解教育」「特色ある学校づくり」の分野においても、一定の成果が得られたと認識します。「情報教育の推進」の分野においては、小学校教科書の購入に合わせデジタル教科書を配備しました。また、ICT支援員を引き続き全校に配置することにより、教員の活用指導力や児童生徒の学習意欲の向上につながりました。

=社会教育の充実と普及=

生活スタイルが多様化している今日、住民一人ひとりの生きがい作りをどのように支援していくか、生涯を通して学ぶことへの意欲付けをどのように図るのかが、今日の社会教育に問われています。

そのためには、住民のニーズを的確に捉えるとともに、関係団体や各種協議会との連携強化を図りながら学習機会の拡大や情報提供サービスを充実させていくことが、家庭・職場・地域社会の活性化につながるものと確信しています。

そのような中、社会教育関係の事業においては、全体を通じ一定の成果が得られ、特に平成20年度から開始しました「放課後児童健全育成」事業においては、町内3ヶ所において「放課後児童クラブ」を実施し、かなりの実績をあげることができました。また、保育時間を延長し、利便性の向上に努めました。

「国際化推進事業」「文化団体活動支援事業」「図書館事業」「スポーツ関係事業」においても、継続して事業を進めており、一定の成果を得ることができました。

「公民館事業」では、高浜公民館を新設し、町内4地区すべてに公民館を整備することができました。また、和田公民館の解体工事を実施しました。平成29年度は、新築工事に着手しております。

「公民館事業」と「郷土資料館事業」では、ある程度の成果は得られたものの、公民館においては各種講座や教室・セミナー等における実施内容や参加者数について、郷土資料館においては、常設展示資料や展示方法等に課題が残りました。

「スポーツ施設の整備」については、中央体育館の改修工事が完了し、町民がスポーツに親しむ環境を整えることができました。

【おわりに】

平成20年度から開始しました、教育委員会の点検・評価も今年で9回目を迎え、平成28年度も概ね各事業が計画どおりに執行されていることが確認できました。次年度以降も今回の評価で得られた外部の知見と共に、この点検・評価結果を活かし、教育の諸課題解決に向け、常に問題意識を持ちながら新規事業・継続事業とも、その内容の強化と充実に努めていきたいと考えております。

高浜町教育委員会

〒919-2292

福井県大飯郡高浜町宮崎 86-23-2

TEL 0770-72-7724

FAX 0770-72-2889

e-mail gakkou-edu@town.takahama.fukui.jp